

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月2日

【会社名】 サノフィ
(Sanofi)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者
オリヴィエ・ブランディクール
(Olivier Brandicourt, Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス、パリ、75008
リュ・ラ・ボエシ54
(54, rue La Boétie, 75008 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 岡 知 敬

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 中 島 浩 斗
弁護士 森 本 真 美

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 8,393,280ユーロ(見込値)(注1)
(約1,043.96百万円)(注2)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注1) この数値は、暫定的にパリ証券取引所における本株式の2017年5月26日の初値(87.43ユーロ)を用いて、Action2017に基づき日本における適格社員に対して付与可能な本株式の最大数の見込値に基づき計算されている。

(注2) 本書において便宜上、2017年5月26日現在の欧州中央銀行の為替参照レート(1ユーロ=124.38円)に従って円表示に換算されたものが併記されている。

(注1) 本書において、文脈上要求される場合および別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

| | |
|-----------|---------------------|
| 「当社」 | サノフィ |
| 「当グループ」 | サノフィおよびその連結子会社 |
| 「普通株式」 | サノフィの額面2.00ユーロの普通株式 |
| 「パリ証券取引所」 | ユーロネクスト |

(注2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」とは、欧州経済通貨同盟により1999年1月1日付で採択された通貨を意味する。本書において便宜上、ユーロから日本円への換算は、2017年5月26日現在の欧州中央銀行の為替参照レートである1ユーロ = 124.38円により計算されている。

(注3) 本書中の表において数値が四捨五入されている場合、合計の値はそれらの数値の総和と必ずしも一致しない。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【株式の募集】

(1) 【新規発行株式】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行数 | 内容 |
|--|--|--|
| 記名式額面普通株式 (以下「本株式」という。) (1株の額面金額2.00ユーロ) | 120,000株 ^(注1) ^(注2) | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 |

(注1) この数値は、2017年3月2日開催の取締役会で承認され、委任された権限に基づき、2017年6月14日に最高経営責任者により開始予定の、サノフィグループの世界90ヵ国以上の適格社員全員を対象とした、当グループの社員持株制度であるAction2017(以下「本制度」という。)に基づき日本における適格社員に対して付与可能な本株式の最大数の見込値である。本制度に従い、当社は国内での募集と同時に、海外での募集も開始する。

(注2) 本株式の発行は、2017年3月2日開催の当社の取締役会決議において承認されており、2017年6月14日に最高経営責任者により確定される見込みである。

(2) 【募集の方法及び条件】

【募集の方法】

| 募集の形態 | 発行数 | 発行価額の総額 | 資本組入額の総額 |
|------------------------------|--|--|---------------------------|
| 募集株式(社員への割当) ^(注1) | 120,000株 ^(注2) ^(注3) | 8,393,280ユーロ ^(注4) (約1,043.96百万円) | 240,000ユーロ (約29.85百万円) |

(注1) 本株式は、本制度に基づき申込みを行った当グループの「適格社員」(下記 注3参照)全員に対して付与される。

(注2) この数値は、本制度に基づき日本における適格社員に対して付与可能な本株式の最大数の見込値である。この数値は、2016年12月31日現在の発行済株式総数の0.001%に相当する。

(注3) 申込株式総数が全世界で発行する株式数(6,460,111株)を上回った場合、可能な限り多くの社員の参加を実現するために、一部社員の申込株式数を減じる場合がある。

(注4) 発行価額の総額は、発行価格に120,000株(日本において引き渡され得る本株式の最大数の見込値である。)を乗じて得られる暫定的な金額である。発行価格は、本株式の参照価格から20%割り引いた額である。本書において「参照価格」とは、パリ証券取引所における本株式の2017年6月13日を最終日とする20取引日間の初値を相加平均した数値であるが、暫定的にパリ証券取引所における本株式の2017年5月26日の初値(87.43ユーロ)を用いて計算されている。本書において便宜上、ユーロから日本円への換算は、2017年5月26日現在の欧州中央銀行の為替参照レートである1ユーロ = 124.38円により計算されている。

【募集の条件】

| 額面・無額面の別 | 発行価格 | 資本組入額 | 申込株数 単位 | 申込期間 | 申込 証拠金 | 払込期日 |
|----------|--------|-----------------------------|------------|------------------------------|-----------|------------|
| 額面株式 | 未定（注1） | 1株当たり 2ユーロ （約248.76円） | 1株 | 2017年6月19日から2017年6月30日 まで | 不要 | 2017年7月21日 |

本募集は、本制度に基づき行われる。以下、本制度の概要である。

（注1）発行価格は、2017年6月14日に、取締役会から権限を付与された最高経営責任者により決定される予定である。

本募集において付与される利益の見地から、社員の投資は約5年間（2022年5月31日まで（同日を含む。））のロックアップ期間の制限に服する。社員は、ロックアップ期間が満了した時点または早期売却事由が発生した場合には、その時点で本株式の売却を請求できる。また、社員は、これに代わり本株式を保有し続けることを選択することもできる。

（注2）早期売却事由

社員は、上記のロックアップ期間中、下記の場合にのみ本株式の売却を請求することができる。

1. 社員の結婚
2. 子供の出生または養子の引取り（社員の家庭において既に二人以上の子供に対して扶養義務を負っている場合に限る。）
3. 離婚または別居（裁判所の判断によって、当該社員の住所が一人以上の子供の単独または共同の通常の居所となる場合に限る。）
4. 社員、その配偶者または子供の障害（フランス法に定義される。）
5. 社員またはその配偶者の死亡
6. 雇用契約の終了
7. 社員、その配偶者または子供による、フランス法が定める特定事業の起業（これらの者が実質的な経営者となる場合に限る。）
8. 社員による主たる住居の購入または増改築（新たな居住空間の作出を伴うものとする。）
9. 社員の債務超過に関して、日本の関係当局の認定

上記は、現在フランス法において許容された早期売却事由の概要である。社員は、場合に応じて雇用会社または銀行のうちいずれかに対し、かかる早期売却事由を裏付ける関係書類とともに本株式の売却請求を、各事由の発生後6ヶ月以内に提出する必要がある（例外として、死亡、障害または雇用契約の終了の場合には、各事由の発生後6ヶ月を経過した後でも提出することができる。）。社員またはその配偶者が死亡した場合、その遺言執行者は、社員の雇用会社に対し、本制度に基づく社員の資産の売却要請を行う必要がある。

早期売却は、社員が株式の全てまたは一部の売却を選択し、それに対する1回払いの形で行われる。

社員は、雇用会社に具体的な状況を説明し、必要な関連書類を提出し、雇用会社が早期売却事由に相当すると確認するまでは、早期売却事由の適用対象であると結論付けるべきではない。上記の早期売却事由および売却手続きの詳細については、人事部門が問い合わせ先となる。

（注3）適格社員とは、日本国内の以下のサノフィ子会社において、申込期間最終日（2017年6月30日）時点で最低3ヶ月間雇用されている者をいう。適格社員数は計2,684名（予定）であり、各社毎の内訳は括弧内に示すとおりとする。

サノフィ株式会社(2,194名)
 エスエス製薬株式会社(485名)
 久光 - サノフィ株式会社(1名)
 日医工サノフィ株式会社(4名)

(注4)社員は、2017年の年間給与総額(賞与を含む。)の25%を上限として本株式を最大1,500株まで取得することができる。最低申込金額は、1株の申込価格とする。

(注5)本株式の引渡しは、2017年7月31日に予定される増資(当社による新株発行)の効力が発生してから2017年末までに行われる。その後、株主としての社員は、自らの口座に移転した株式数の合計を記した明細書を受け取る。

(注6)支払額は、2017年6月14日の直前にサノフィが決定する為替レートで算出した円建てで請求される。申込価格の支払いにはかかる為替レートが使用される。支払方法としては、(1)2017年7月の口座振込による一括払い、(2)2017年8月からの給与天引きによる12回分割払い、または(3)(1)と(2)の組合せ、のいずれかを選択できる。

(注7)サノフィは、各参加社員の申込株式の5株毎に追加株式として1株、かつ、各参加社員の申込株式の最初の20株(以上)については追加株式として最大4株を、無償で追加付与することを決定した。このマッチング株式は、申込株式と同時に社員に引渡されるほか、同一のロックアップ期間の制限を受ける。

そのため、申込株式数が5株未満である場合には、マッチング株式は一切付与されない。また、20株を超える申込株式数の場合でも、追加付与されるマッチング株式は4株までとする。いずれにしても、社員が、申込株式についても、上記(注1)に記載された割引のメリットを引き続き享受できることに変わりはない。

(注8)取得した株式は、フランス国内の銀行であるビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ(BNP Paribas Securities Services)で保管される。当該銀行は、社員に対し、株式の移転について情報を提供し、社員に関連する銀行データを請求する。株式の保管に関する詳細な情報は、増資後に社員に対して提供される予定である。当社は、社員の納税額に悪影響がないことを条件に、株式の保管場所を「Fonds Commun de Placement d'Entreprise」、すなわち「FCPE」と称されるグループ社員向け投資ファンドに独断で変更する権利を有する。かかるグループ社員向け投資ファンドは、投資家としての社員が保有する株式の保管場所として、フランスにおいて一般的に使用されている。

【申込取扱場所】

| 名称 | 所在地 |
|--------------|--------------------------|
| サノフィ(Sanofi) | フランス、パリ、75008、リュ・ラ・ボエシ54 |

【払込取扱場所】

| 名称 | 所在地 |
|----------|-----------------------------|
| サノフィ株式会社 | 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー |

(3) 【株式の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|---|-------------------------|--------------------------------|
| 8,393,280ユーロ ^(注) (約1,043.96百万円) | 50,000ユーロ (約6.22百万円) | 8,343,280ユーロ (約1,037.74百万円) |

(注) 払込金額の総額は、発行価格に120,000株(日本において引き渡され得る本株式の最大数の見込値である。)を乗じて得られる暫定的な金額である。発行価格は、本株式の参照価格から20%割り引いた額である。本書において「参照価格」とは、パリ証券取引所における本株式の2017年6月13日を最終日とする20取引日間の初値を相加平均した数値であるが、暫定的にパリ証券取引所における本株式の2017年5月26日の初値(87.43ユーロ)を用いて計算されている。本書において便宜上、ユーロから日本円への換算は、2017年5月26日現在の欧州中央銀行の為替参照レートである1ユーロ=124.38円により計算されている。

(2) 【手取金の使途】

本株式の新規発行による手取金は、当社の運転資金に使用される。

なお、本株式の募集は、本制度の一環として優遇された条件で社員に本株式を取得させるものであるため、資金調達を目的としておらず、したがって、上記「(1)新規発行による手取金の額」記載の差引手取概算額に相当する手取金の総額について、その具体的な使途、金額および支出予定時期は特に決定されていない。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

株式募集届出目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

本書に基づき募集される株式については1933年米国証券法に基づき登録されておらず、かつ今後も登録されることはなく、また、1933年米国証券法に基づき登録されていない、もしくは、登録免除の適用が認められない場合には、米国において本株式が募集または売出されてはなりません(The shares offered in Japan based on this Securities Registration Statement have not been and will not be registered under the U.S. Securities Act of 1933, as amended (the "Act"), and may not be offered or sold in the United States unless registered under the Act or an exemption from registration is available.)。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 自 平成28年1月1日 平成29年4月26日
((2016年度) 至 平成28年12月31日) 関東財務局長に提出。

2 【外国会社臨時報告書】

1の外国会社報告書およびその補足書類提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年6月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および第15項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に基づく外国会社臨時報告書を平成29年6月2日に関東財務局長に提出。

(注) なお、平成29年6月15日に本2の外国会社臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出される。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該外国会社報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該外国会社報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本有価証券届出書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部 【特別情報】

該当事項なし